

## 令和8年度まるっとサポート販路開拓支援モデル事業（研究開発）補助金交付要綱

### （目的及び交付）

第1条 公益財団法人やまがた産業支援機構（以下、「機構」という。）は、研究開発型自社製品の開発・製造を行う県内の事業者（以下「事業者」という。）が、新たな販路の開拓に取り組むことを促進するため、当該販路開拓事業に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

2 前項において、規則に規定する「知事」は「機構理事長」と読み換えるものとする。

### （対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、山形県内に事業所を有する中小企業者等であって、次条に定める補助金・助成金の交付を受けた事業を実施し、申請時点において当該製品又は技術が完成しており、かつ販路開拓に課題を有するもののうち、機構が適当と認めたものとする。

2 機構は、対象事業者の選定を行うにあたっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

### （補助対象事業）

第3条 この補助金の対象事業は、別表1に掲げる「やまがた産業技術振興基金等による研究開発型助成金・補助金」、または「医療関連機器等開発促進事業費補助金」の交付を受けた製品・技術及びその関連製品の販路開拓に関する取り組みであり、かつ当機構が指定する営業代行プラットフォームを通じ対象事業者が選定した営業代行会社と当機構が連携して伴走支援を行う事業とする。

### （補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の決定の日から令和9年2月28日までに実施した販路開拓の取組に要する経費のうち、別表2の左欄に掲げるとおりとし、補助金の額は、対象事業者ごとに同表の右欄に掲げるところにより算出した額の合計額とし、1事業者あたりの補助金は、800千円を上限とする。

2 同一事業で国（独立行政法人等を含む。）、県、市町村が実施する補助金等に採択されている場合は、対象経費が重複しないことを条件に補助対象とする。

### （交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、機構理事長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 補助金所要額計算書（別記様式第2号）
- (3) 営業代行サービス利用にかかる見積書
- (4) その他機構が必要と認める書類

2 交付申請は、対象事業者が行うものとする。

(交付の決定)

第6条 機構は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を精査し適正と認める事業者に対し、補助金の交付の決定を行い、対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の合計額の20%を超える減額（減額が10万円以内の場合を除く。）

(2) 営業代行会社の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により機構理事長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について機構理事長の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により機構理事長の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 対象事業者は営業代行会社と機構が連携して行う伴走支援に対して、主体的に取り組むこととし、必要な情報提供に協力しなければならない。

6 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、機構が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、機構が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業概要報告書（任意様式）

(2) 補助金精算額計算書（別記様式第6号）

(3) 委託契約書などの写し（契約日が確認できるもの）

(4) 委託料請求書の写し（請求日が確認できるもの）

(5) 委託料支払い完了が確認できる書類の写し（支払完了日が確認できるもの）

(6) 振込口座登録依頼書（別記様式第8号）

(7) その他機構が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

【やまがた産業技術振興基金等による研究開発型助成金・補助金】

年度	補助金名称
平成 20 年度 ～平成 21 年度	やまがた夢未来基金による助成金交付事業 ・新技術等育成支援事業（事前調査支援型、研究開発支援型、早期事業化支援型） ・課題解決型技術開発支援事業
平成 22 年度 ～平成 28 年度	やまがた地域産業応援基金による助成金交付事業 ・新技術等育成支援事業（事前調査支援型、研究開発支援型、早期事業化支援型） ・課題解決型技術開発支援事業
平成 29 年度	山形県中小企業スーパーTOTALサポート事業費補助金交付事業 ・研究開発等支援事業（事前調査型、製品開発型、サービス創出型） ※県予算財源による実施
平成 30 年度 ～令和 7 年度	やまがた産業技術振興基金による助成金交付事業

【医療関連機器等開発促進補助金】

年度	補助金名称
平成 31 年度 ～令和 2 年度	山形県医療・福祉・健康分野総合支援事業費補助金（設計・試作開発助成事業）
令和 3 年度	山形県医療機器等開発促進事業費補助金
令和 4 年度 ～令和 6 年度	山形県医療機器等開発・販路開拓支援事業費補助金
令和 7 年度	山形県ヘルスケア（医療）関連機器等開発・販路開拓支援事業費補助金

別表2 補助対象経費	補助金の額
委託料、その他事業を実施するために特に必要と機構が認めるもの（補助対象経費の合計額の2分の1までとする。）	補助対象経費の合計額、又は800千円のいずれか低い額とする。